

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「元気な洲本」循環型社会形成による地域の活性化

2. 地域再生計画の作成主体の名称

洲本市

3. 地域再生計画の区域

洲本市の全域

4. 地域再生計画の目標

洲本市は、瀬戸内海最大の島である淡路島のほぼ中央部に位置し、二級河川洲本川沿いに発達した街である。市の東部は大阪湾に面し、神戸、大阪までの海上直線距離は約50～70kmと至近であり、明石海峡大橋の開通により、阪神大都市圏からは約1～2時間と恵まれた交通環境にある。

また、洲本市の西部に位置する五色地区は、播磨灘に面する淡路島西部の中央に位置し、司馬遼太郎の小説「菜の花の沖」の主人公、高田屋嘉兵衛生誕の地として知られている。

洲本市と五色町は平成18年2月11日に新設合併をし、淡路島の中央部を東西に貫く市域を有する新しい「洲本市」となった。

当区域の気候は、瀬戸内海型気候に属し、年平均気温16.2℃、年間降水量は2,323mm、全般的に温暖で年間日照時間が長く（平成16年2,237時間）、農業では水稻を中心に野菜、果樹、花卉、酪農、肉用牛など多彩な農業生産が営まれ、水産業では大阪湾、紀伊水道、播磨灘の好漁場に恵まれ、底引き網、船曳き網、刺し網、潜水、海苔養殖など多種多様な漁業が営まれてきた。

また、大都市圏に近く位置しながら、「白砂青松」に代表される豊かな自然は、地域住民や島外の来訪者に安らぎと憩いの空間を提供し、第一次産業に従事する人々の生活も支えてきた。しかし、農漁業就業人口の減少や住民生活の都市化等により環境汚染がすすみ、特に洲本川流域の水質汚染が問題となっており、恵まれた自然環境を将来にわたって維持、保全していくためには、地域住民の生活環境から改善する必要がある。

このため、当地区において、公共下水道整備と浄化槽設置を一体的に推進し、地域における生活排水処理の効率的促進を図るとともに、リサイクルプラザ、ストックヤードの整備による資源ゴミ利活用の促進、地域の基幹産業である酪農業から排出される有機性廃棄物の再資源化、地域内にあるバイオマスを活用した循環システムの調査の実施等を通じ、恵まれた環境を生かした地域の活性化を目指す。

併せて、五色地区においては、菜の花を資源として地域内で利用する資源循環型社会を目指し、平成13年2月に「五色町地域新エネルギービジョン」を策定、平成14年度から菜の花を栽培して菜種油を搾り、特産品として販売するとともに、家庭から出る廃油を回収してBDF（バイオディーゼル燃料）を精製し公用車などに利用する「菜の花エコプロジェクト」に取り組む。

本地域再生計画では、合併後の洲本市における人と地球に優しい社会基盤の早期形成を統一的、一体的に推進し、地域活性化を図ろうとするものである。

(目標 1)

- ・ 汚水処理施設整備の促進

洲本地区：汚水処理人口普及率を平成 16 年度 53.0%から 69.0%に向上

(目標 2)

- ・ リサイクル資源回収の拡大

回収拠点を平成 16 年度 67 箇所から 200 箇所に拡大

リサイクル率を平成 16 年度 10.7%から 21.2%に向上

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地域再生区域内の「公共下水道（認可申請中）」及び「合併処理浄化槽」を一体的に整備することにより、汚水処理施設の整備を推進する。また、関連事業として家畜ふん尿処理施設を整備することにより、地域の水質保全に対する効果を高める。併せて、リサイクルプラザを資源回収の拠点として整備し、再生資源の収集拡大を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業計画の変更認可申請を行っている。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道（洲本処理区）平成 20 年 3 月、変更認可予定

[事業主体]

- ・ いずれも洲本市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道
洲本市：洲本処理区
- ・ 浄化槽（個人設置型）
洲本市の全域（公共下水道認可区域を除く）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 18 年度 ～ 21 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度 ～ 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道
(洲本処理区)

汚水管渠(平成18年度~21年度)φ150~600mm、L=3,800m
※汚水幹線2線を含む(宇原第2、加茂)

- ・ 合併処理浄化槽(個人設置型) 807基

[事業費]

公共下水道事業費 620,000千円(うち、交付金310,000千円)

浄化槽事業費 298,277千円(うち、交付金 99,425千円)

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 洲本処理区で540人

浄化槽 1,586人

5-3 その他の事業

① 資源回収の拡大(平成18年度~21年度)

資源ゴミの回収拠点としてリサイクルプラザ、ストックヤードを整備するとともに、分別区分を細分化、自治会単位で分別推進員を選任し資源ゴミの回収体制を整える。合わせて、市内67箇所の資源回収拠点を200箇所程度まで拡大する。

② 家畜ふん尿処理施設整備事業(平成17年度)

洲本市酪農農業協同組合が事業主体として施設整備を実施。

農地還元処理の許容量を超える家畜ふん尿(約500頭分)を対象に処理、堆肥化し、廃棄物を再資源として活用する。

③ バイオマス活用調査(平成17年度)

酪農組合の合併、新牛乳工場の建設が計画されているが、新工場については環境負荷を軽減した循環型の工場として特徴のある整備を目指しており、牛乳工場から恒常的に発生する生乳量の約5%の廃乳をバイオマス資源とするエネルギー化システムの導入を図る。また、併せて市域に内在するバイオマス資源利用の具体化検討を行う。

④ 菜の花エコプロジェクト(平成14年度~)

地球温暖化の原因である CO_2 をよく吸収する「菜の花」を休耕田に栽培し、菜種を収穫して菜種油を搾り、油かすは肥料として、油は天ぷらなどに使用した後、回収して軽油代替燃料に精製しディーゼルエンジンの燃料として利用するなど、「菜の花」を資源として地域内で利用する資源循環型社会の形成を目的としている。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、洲本市が計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。